

えびの市介護予防・生活支援サービス事業
通所型短期集中予防サービス実施事業者募集要項

1 事業の概要・目的

(1) 事業の概要

第9期えびの市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を可能としていくため「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて構築していくことが重要とし、段階的に取り組むこととしている。そのために、介護予防・日常生活支援事業（以下「総合事業」という。）における介護予防・生活支援サービス事業（以下「1号事業」という。）の充実が不可欠である。専門的な運動プログラムを提供し、利用者の自立（介護保険からの脱却）を目指すもので、通所型短期集中予防サービス（以下「サービスC」という。）の実施事業者を募集する。

なお、本市では通所型サービスは従来相当サービスのみである。

(2) 募集の目的

趣旨を理解した事業所を選定することで、サービスが効果的に提供され、高齢者のADL及びIADLの維持や改善につながることを目的とする。

2 募集する事業所および事業の概要

(1) 募集する事業所及び事業者数

利用者ごとのアセスメントに基づきサービスを提供する必要がある。えびの市地域包括支援センターが担当する高齢者の受け入れが可能な事業所を募集する。なお、募集する事業所は2事業所とし審査基準に適合することが必要である。

(2) 実施方法

委託による実施

(3) 事業の内容

短期集中サービス（運動プログラム）

高齢者のADL、IADLの維持・向上に向けて、週2回のプログラムを3か月（最長6か月まで延長可）上限24回で実施するサービス

※事業の詳細は、別添「えびの市介護予防・生活支援サービス事業 通所型短期集中サービス（運動プログラム）委託仕様書」を参照

(4) 業務の期間

① 契約締結日から 令和8年3月31日まで

② 介護予防サービス・支援計画及び個別サービス計画書に掲げる実施回数を令和8年3月31日までに実施できない場合は、体調不良による利用の中止等の特別な事情の場合を除き、翌年度に引継ぎ支援すること（翌年も市との委託契約が必要）

3 応募事業者の資格

次の①から⑥をすべて満たしていること

- ① 法人格を有し市税の滞納がない事業者であること
- ② えびの市内に本店、支店又は営業所等を有していること
- ③ 役員等がえびの市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 15 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者ではないこと
- ④ 本事業の主旨を理解し、自立に向けた支援ができるリハビリ専門職（理学療法士又は作業療法士）で、かつ 3 年以上の指導経験がある者が従事できること
- ⑤ 本事業の趣旨を理解し、自立支援・重度化防止に向けた支援ができること
- ⑥ 事業実施中に参加者の事故又は健康状態に異常が生じた時等に備え、緊急時のマニュアルを定める等の安全対策を講じていること

4 応募手続き

（１）スケジュール

募集に関するスケジュールは次のとおりとする。

内容	期間	備考
事業実施事業者の募集	令和 7 年 3 月 2 0 日（木） ～令和 7 年 3 月 3 1 日（月）	随時受付
事業者の選定	事業者の募集締め切り後 1 週間程度	書類審査後、郵送にて選定結果を通知
委託契約	事業者の選定後	事業者の選定後、随時対応

（２）提出書類

提出書類は次のとおりとする。

- ・ 事業応募申請書（様式第 1 号）
- ・ 実施企画書（様式第 2 号）

なお、提出後の市からの問い合わせに対応できるよう、書類一式の控えを保管しておくこと。

（３）受付期限

令和 7 年 3 月 3 1 日（月）午後 5 時まで

（４）提出方法

介護保険課地域包括支援センターに持参すること。

5 実施事業者の選定等

（１）選定手順

- ①応募申請書の受理
- ②書類審査
- ③応募者に対し、郵送にて選定結果を通知
- ④選定した事業者と、委託契約を締結

(2) 審査項目

- ①応募者資格
- ②事業者の理念
- ③自立支援・重度化防止の理解
- ④提案する事業の内容
- ⑤法人の地域貢献度

6 募集に関する質疑

募集に関する質問は別添質問票をファックスで提出すること。

7 留意事項

- (1) 提出書類の作成等、応募に関する経費は、選定・不選定にかかわらず、すべて応募事業者の負担とする。
- (2) 提出書類の内容に虚偽があった場合は、委託料の支払い取り消し、または委託料の返還を求めることがある。
- (3) 本事業に関連する書類は、必ず5年間は保管すること。

8 問い合わせ先

介護保険課 地域包括支援センター
担当 下沖、栗坂
電話 0984-35-1112